

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

石巻蛇田中央ショッピングセンター

石巻市 石巻蛇田中央土地区画整理事業地内10街区

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

ダイヤモンドリース株式会社 代表取締役 小幡 尚孝

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3 市町村の意見の概要

- (1) 工事期間中においては、児童・生徒の登下校の時間帯にはできるだけ工事関係車両の通行を控え、やむを得ず通行する場合には、通行する出入口付近に警備員や誘導員を常時配置するなどして交通安全確保に万全の措置を講じられたい。また、営業開始後はもとより、登下校の時間帯にはより一層の安全確保に努められたい。
- (2) 歩行者と車両が交差する場所には、横断歩道や標識を設置し、相互の安全確保に努められるとともに、交通標識等の適切な設置を関係機関に要望し、その実現を図られたい。
- (3) 工事期間中に、工事関係車両が出店予定地周辺の道路上に待機駐車をしないよう努められたい。
- (4) 警備員、誘導員、作業員等関係する全ての者に対し、安全教育の徹底を図られ、事故が発生しないよう万全の体制を整えられたい。
- (5) 交通安全対策や非行防止対策などについて、学校と協議するとともに、工事期間中における工事関係車両の通行ルートや時間帯など地域住民に対しても周知を図られたい。
- (6) 商品の陳列方法を工夫するなどして万引き防止策を講じるとともに、店内や駐車場などが子供どもの遊び場や溜まり場とならないよう、巡回警備や指導の強化に努められたい。

(7) 周辺道路や建物などにおいて、夜間に死角となる区域が発生しないよう、照明灯の設置等については、十分考慮されたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成19年8月22日から平成19年9月25日まで(ただし、閉庁日を除く。)